

Title	日本における監査役制度の生成について : 明治元年から一四年までの監査役制度
Author(s)	國井, 法夫
Citation	阪大法学. 2004, 53(5), p. 43-65
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/55278
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

日本における監査役制度の生成について

——明治元年から一四年までの監査役制度——

國 井 法 夫

一、はじめに

明治期におけるトップ・マネジメントの組織^①については、これまで数多くの研究が蓄積されてきている。ところが、この一部と考えられる監査役制度に関する研究は、法学の分野では山村忠平著『監査役制度の生成と発展』（一九九七年）、西山芳喜著『監査役制度論』（一九九五年）、浦野雄幸著『株式会社監査制度論』（一九七〇年）等、監査論の分野では山耕忠恕著『監査制度の展開』、津田秀雄著「我が国株式会社草創期の内部監査―その源流と初期形態―」（日本監査研究学会会報、No.六、一九八五年）等いくつかあげられるものの、いずれの文献も明治元年から旧商法制定（明治二三年）までの実務界における監査役制度については詳細な検討を加えるに至っていない。

会社制度が導入された明治初期には、まだ会社法の制定をみていないため、監査役あるいはこれに類似する機能を持つ役職及び役職名を導入している会社もあれば、これを全く持たない会社もあった。やがて明治二三年の旧商法制定（明治二六年一部施行）により、監査役制度は商法の監査役規定にそった形に収斂して行く。

明治前期（明治元年から明治二三年に旧商法が制定されるまでの期間、以下同じ）における監査役制度の推移をたどる時、まず、考慮すべきことは欧米諸国の会社法の影響である。明治前期を外国法の影響という観点から見てみると、さらに「第一期」明治元年より明治一四年までと、「第二期」明治一五年より明治二三年までに大別でき（²）る。法制史的に見て、第一期は近代的諸法典の施行の準備期、第二期は近代的諸法典の施行期として理解できる（³）。第一期は英仏法、特に、成文法としてのフランス法が優勢な時代であったが第二期にはドイツ法が優勢となり、天皇を中心とする強力な中央集権国家をめざす明治政府が、政治および文化についての模範国がプロシアであることを認識し、プロシア憲法に範をとる欽定憲法制定をめざすとともに、その延長線上にある統一ドイツ法を国内の法律を制定する際の模範とする方向を決定した時期であった。

本稿においては紙幅の関係から第一期のみをとりあげ、この期間中に設立された諸会社の定款を中心として、監査役制度がどのような形で導入され、それが会社機関の中でどのように位置付けられ、どのような権限が与えられていたのかを業種ごとに検討を加え、その推移を明確にしたい。

二、明治元年から明治一四年（第一期）に至るまでの監査役制度

明治初期、政府は殖産興業政策により自ら自ら会社を設立し、書物を出版して株式会社に関する知識を啓蒙し、法制面においても、明治二年七月公布の商社規則、明治五年一月太政官布告の国立銀行条例（ことに同九年の改正法）⁴の制定により会社制度の模範を作った。明治前期には、会社企業並びにその経済活動に対する法規制の整備が政府部内で何度か試みられたものの、ほとんど実現しなかった。ただ、会社の設立許可について政府は明治四年一月に許可主義を採用し、同一一年七月には府県事務章程の改正によって、銀行及び諸会社の設立許可は府県長官

へ委任され、それを政府への事後報告とすること変更された。⁽⁵⁾この後、会社の設立数は年々増加し、それに伴って現在につながる日本独特の監査役制度が整備されてきたと考えられる。本稿では紙幅の関係で、前記の時期区分に即して第一期（明治元年から明治一四年まで）の主要企業における監査役あるいはこれと同じ役割を果たす役職の職務並びに権限について考察する。その際、(1) 条例に基づいて設立された会社、(2) 官許の会社（政府より補助金を得ているため、政府の管理下におかれている大会社。以下同じ）、(3) 一般会社に区分して検討を進める。なお、当時の欧米諸国の会社法が明治前期のわが国の監査役制度に与えた影響については、別稿の「一九世紀中葉欧米諸国の会社法における監査役制度―明治前期における監査役制度に与えた影響―」（『大阪大学経済学』第五十巻第二・三号、二〇〇〇年一二月）を参照してほしい。

(1) 条例に基づいて設立された会社

① 第一国立銀行

政府部内では設立すべき銀行について意見が大きく二つに分かれた。一つは伊藤博文の提唱により、アメリカの「ナショナル・バンク」に依拠して国立銀行を設立することであり、いま一つは吉田清成の提唱により、イギリスにならって唯一の発券銀行としての中央銀行を設立することであった。結局、政府は当面、伊藤博文が提唱したアメリカの制度（以下、アメリカ型という）⁽⁶⁾を採用することに決定し、明治期の日本における初の本格的株式会社を設立させることになった。以下、国立銀行条例（明治五年八月）に基づいて明治六年六月（同五年八月設立許可）に設立された第一国立銀行の監査規定に関する部分を中心に検討を進める。

同行の規定は定款並びに申合規則よりなっているが、いずれも国立銀行条例の要求する内容そのものであった。条例中の申合規則において、銀行役員は、取締役（正副頭取を含む）・支配人・勘定方・帳面方・書記役とされ（銀

行条例第四条)、さらに取締役は三〇株以上を所持する株主の内より五人以上を選挙して選ぶ(定款第四条)と規定し、選出された取締役中から頭取と副頭取各一人を取締役の衆議により選出するとした(定款第六条)。また、取締役は銀行の事務を取り扱う支配人・勘定方・帳面方・書記役を選任する(定款第六条)と規定している。検査掛については「取締役ハ三ヶ月毎ニ其内ヨリ一人ヲ撰挙シテ検査役(ギンミヤク)タラシムヘシ、此検査役ハ當銀行ノ有高ヲ計算シ、勘定ノ差引ヲ改メ、諸帳面ノ締高等ノ正直ナルヤ否ヲ検査シ、又當銀行商業ノ實際體ニ立行クヘキヤ否ヲ検査シ其顛末ヲ集會ノ節取締役一同ニ報告スヘシ(申合規則第二〇条)」とするとともに、さらに申合規則増補第一七条において、「取締役ノ内、為替掛一人、検査掛一人ヲ六ヶ月三ヶ月ノ交代ニテ充ツヘキ管ナレトモ、当分ノ内ハ其助勤又ハ代任等ヲ命スル事アルヘシ」と規定し、検査役あるいは検査掛は取締役の内から三か月ごとに一人を選挙してその役を担当させ、その職務を(a)銀行の有高の計算、諸勘定の検査、諸帳面の検査、(b)銀行の経営状態の検査、(c)上記(a)(b)の結果を取締役会開催時に取締役一同に報告することとされた。この検査役が監査役の役割を果たす役職名と考えられる。

同行の明治六年一二月半季實際報告等の營業報告書末尾には、

「同 取締 齊藤純造 印
第一国立銀行 頭取 小野善助 印」

と記され、国立銀行条例改正前の明治八年七月營業報告書末尾にも、

「右貸借勘定表併損益勘定表ノ義ハ検査ノ上確實ナルヲ保証イタシ候也

検査掛

齊藤純藏

明治八年七月十一日

第一国立銀行

頭取 三井八郎右衛門

副頭取 三野村利左衛門

取締 三井三郎助

同 永田甚七⁽⁸⁾

と記されるとともに、これを新聞に公告することになっていることから、上記「検査掛 斉藤純蔵」（元三井家大番頭）は監査役として政府、一般投資家及び同行への出資者に対して報告を行っていると考えられる。また、彼は日本において最初とされるアラン・シヤンドによる同行の検査報告書（監査報告書⁽⁹⁾）においても、「東京ニ於テ日々（第一国立銀行へ―引用者）出頭ス」とされ、総監役洪沢栄一の小野組への無担保貸出に対しても抗論したとされている。だが、ふだんは上記申合規則増補第一七条の規定にあるように斉藤の助勤あるいは代役が検査掛の任務を補助していたものと考えられる。

なお、第一国立銀行は「検査掛一名を設けていたが、更に頭取二名の他に毎事監正する総監役を株主から選ぶこととし、洪沢栄一がこれに当たったという。この総監役は現在の監査役であり、検査掛は内部監査担当者に相当する⁽¹¹⁾」という説もあるが、上記の営業報告書及びシヤンドの検査報告書を見る限り、検査掛斉藤純蔵が監査役の職務を果たしていたと考えられる。

以上、明治五年の国立銀行条例とそれに依拠して設立された第一国立銀行の検査掛について考察してきたが、明治九年の改正国立銀行条例においてはこの検査掛について何ら規定を置かなくなる⁽¹²⁾。だが、明治九年の改正国立銀行条例に基づいて設立された第十五国立銀行の定款にも第一国立銀行と同様に検査役（検査掛）の規定が見出され

るとともに、同行の申合規則には「世話役」なる役職が規定され、ふだんはこの世話役が取締役の代役として検査掛の職務を遂行していたと考えられる。⁽¹³⁾

② 東京第一株式取引所

同取引所⁽¹⁴⁾の場合は、明治七年一〇月に公布された株式取引条例に基づいて明治九年八月に創立願が出された。発起人は三井守之助他四人であり、資本金は三万円であった。同社の定款によれば、まず株主の集会において二〇株以上を所有する株主の中から肝煎五人を選出する(第二条第一則付箋)。次にその中から正副頭取を選出し、残り三人の肝煎の内、一人は検査役、二人は商議掛とする(第二条第一則・第三条第一一則)としており、同取引所はアメリカ型を採用している。検査役(監査役―引用者)の職務並びに権限については、「肝煎ノ内一人ハ検査役トナリ恒ニ株主一同ノ代理人タルノ心得ヲ以テ本社ノ有金ヲ計算シ勘定ノ差引ヲ改メ諸帳面ノ記載正実ナルヤ否ヲ検査シ又本社ノ營業実況ノ得失ト役員ノ勤惰トヲ監視シ総勘定報告ノ際ニハ其真実ナルヲ保証スルノ責ニ任スヘシ」(第三条第一一則、罫線は引用者)とするとともに、「又肝煎ハ同僚中若クハ頭取副頭取ニ不行状ノ者アリテ職務ヲ盡ササル時ハ一同集會シ無名投票ノ法ヲ以テ三分ノ二以上ノ説ニ從ヒ之ヲ退職セシムルコトヲ得ヘシ」(同条第七則)として、会計監査権・正副頭取・肝煎等役員(取締役―引用者)⁽¹⁵⁾に対する業務監査権・臨時集會招集権並びに株主への報告権も明確に規定し、さらに、正副頭取等の不正に対して臨時集會における解職権も検査役に持たせている。従つて、この定款類には同じアメリカ型を採用する第一国立銀行の規定に比べ、一八六七年フランス会社法の影響を受けたと考えられる三井銀行の申合規則との類似性及び株主總會中心の考え方等が見られる(右罫線)と同時に、同社の役員に対する検査役の権限の強化がはかられている。

(2) 官許の会社

① 関西鉄道会社

西京鉄道は、三井八郎右衛門ほか一七人が大阪から敦賀までの鉄道建設を目的として設立申請を行い、明治四年九月に設立が許可された。同社はまず大阪・京都間の鉄道建設をめざし、当初、建設費予算として七〇万円を予定していたが、工部省はその二倍必要であるとした。同社は明治六年に関西鉄道会社と改名し、建設費を集めるために株式を発行したが不景気のため、同年末に目的を達することなく解散した。¹⁶⁾三井文庫には全一四九条にのぼる詳細な「関西鉄道会社規則」が残されており、これにより同社の監査役制度を検討する。

同社規則は、まず、株主中より総頭取・副頭取各一人・評議人六人を選出(第四〇・四一条)して評議局を構成し、次に、差配人(株主より、第四二条―引用者)・勘定方・検人・書記方(株主でなくてもよい、第四三条―引用者)等を選出(第四〇条)して事務局を構成すると規定している。同社において監査役の役割を果たしていると考えられるのは、その職位並びに独立性に問題はあるものの、事務局の「検人」といわれる役職であり、「検人」の一人は頭取が選出し、他の一人は定例会議(株主総会―引用者)で選挙する(一四二条)とされ、その選出方法がこれまでにない方法である。さらに、その職務については会計監査(第四〇条、第一四一条)と業務監査(第四〇条、第一四六条「検人タル者ハ頭取差配人其他諸掛ヲ検査スルトモ可ナリ」)であり、監査役としての職務を明確に規定している。また、同社は基本的にはアメリカ型と類似の会社機関と考えられるが、正副頭取・評議員等からなる評議局と差配人・勘定方・検人等からなる事務局という二つの会社機関を持つとともに、両局の代表者が共に定例会議において選出され、かつまた、副頭取・検人等各役員が別々に選出されていることから、役員を選出方法は、渋沢栄一著『立会略則』において初見される日本独特の方法(これを日本型と呼ぶ。以下同じ)を採っている。

ると考えられる。

② 日本鉄道会社

政府は明治一三年に至るまで幹線鉄道を建設する予定であったが、同年、政府の政策転換により、東京・高崎間の官営鉄道敷設計画が取り消された。これが契機となって私鉄会社設立運動が再開され、池田章政・岩倉具視ほか四六二名はかねてからの計画どおり鉄道会社を設立することにし、明治一四年五月に日本鉄道会社創立願書、特許請願書及び出金人名簿を東京府知事に提出し、同年八月に仮免状が下付された。同社は「東京青森間ニ鉄道ヲ建築シ運輸ノ業ヲ営ミ度旨ヲ出願セシニ因リ右建築営業ノ為メ左ノ条々ヲ免許スル」とされ、純益金が年八分に達しない時における政府の利益補給（同第四条）等の保護を得た。

同社はアメリカ型の会社機関を採用し、まず総会において百株以上保有する株主の中から選挙によって理事委員を選出（第二〇条）し、次にその中から正副社長（同第二一条）・検査委員（同第二二条）等を投票により選出し、政府の認可（同第二一条、認可を得るのは正副社長のみ―引用者）を得て、同社の役員を構成するとしている。理事委員（年俸一〇〇〇円）の職務は「政府ヨリ下付セラルル免許状並総会ヨリ委任シタル事務ヲ負担シ諸免状及本社ノ規則ニ於テ総会ノ決議ヲ要スルノ明文ナキ本社ノ諸規則ヲ議定シ諸般ノ事務順序ヲ定メ社長以下役員ノ所業ヲ監察シテ之ヲ総会ニ報スル者トス」（同第三一条）とし、業務監査権と総会への報告権が、検査委員（月俸一五〇円）の職務は「本社ノ会計出納一切ノコトヲ監査スル者トス」（同第二二条）として会計監査権が、それぞれ付与されている。さらに、政府は上述の利益を補給する期間に限定して、政府派遣の会計監査官による会計監査の実施を義務づけている。⁽¹⁹⁾以上から、同社はアメリカ型の会社機関でありながら、理事委員に業務監査権と総会招集権を、検査委員に会計監査権を付与することにより監査機能の充実をはかっている。

(3) 一般会社

① 陸運元会社

江戸時代には幕府の保護を受けて文書等を運ぶ手段として飛脚業が発達していた。維新以後も、これに代わるものがなく、政府の保護を受けて飛脚業が存続していた。だが、明治三年になると前島密が郵便官営業を出し、六月にはこの案が稟議書および布告案として民部省から太政官へ提出された。同案は、半年後に太政官を通過し、翌四年一月には太政官布告として公布された。この布告により官営郵便が同四年三月一日に東海道に開設され、定飛脚仲間を脅かすことになった。定飛脚仲間はこのような深刻な状況に対処するため、明治五年五月に江戸定飛脚仲間五人が集まり仲間の団結と家業の合併をはかることを決め、陸運元会社設立の願書を⁽²⁰⁾ 駅通察に提出した。同社は同業者の団結により設立された点で当時既に設立されていた通商会社・為替会社に類似していたと考えられ、損金の株主引受・会議の議決方法・株式の譲渡（譲受又は買受者の身分等について正副頭取の協議）等の点からみて不完全ではあったが、株式会社と近似するものであった。

同社設立のために駅通察に提出された「陸運元会社規則書」は、社中（株主、以下同じ）から選挙により頭取・副頭取各一名を選出し（第六則）、続いて監定役を株主より選挙で選出する（第七則）としている。そして、監定役の職務を、①会社に係わる一切の費用・金銀出納を掌握し、②諸勘定・仕切書等を検査することとして、会計監査に限定していることから、同社はイギリス型の監査役制度を導入しているが、正副頭取及び監定役を別々に直接社中から選出していることから、厳密には日本型の会社機関の中にイギリス型の監査役制度を導入したと見られる。

② 富士川運輸会社

同社は塩の販売と船舶による運輸を主な業務とし、明治九年以前に設立されていたが、ここでは山梨県庁に「申

合定款増補」として具申した明治九年の資料を検討する。

同社の「申合定款増補」第四条には、「一 監督式名ヲ置キ壱名ハ三河岸ニ出張シ諸般ノ事務ヲ監督シ其他分社ヲ巡回監督スルヲ掌トル壱名ハ蒲原ニ出張シ最寄分社巡回監督スベシ但給料ハ本社ヨリ弁給スヘシ（明治九年二月一日具申）」とあり、監督の二人のうち一人には三河岸の諸般事務の監督と分社の巡回「監督」を、他の一人には蒲原の分社の巡回監督²²を義務づけている。さらに、同年三月には本社規則第二七条改正を山梨県令に具申し、諸役員（正副社長・勘定方・蔵方等）の権限並びに月給等が改正された。さらに、同年五月には同条が再改正され、役員に関する次のような規則の挿入を山梨県令に具申して、「書面届出ノ趣聞置候事」とされている。

「監督

式名

月給 但壹ヶ月壱人金拾円」

「本分社事務上ニ於テ其不正ヲ明糺シ諸人ノ疑惑ヲ生セサランカ為監督式名ヲ置キ本分社ノ別ナク各社ノ事務ヲ整理シ夫々審査スルヲ要ス」、「監督役ハ常々本社ニ出勤シ臨時諸分社ニ派出シ諸荷物運送ノ手順本分社共規則違反無之様注意スルヲ要ス」、「会社ノ會議上ニテ決定候条件及会社事務ニ付金銀計算ニ係ル諸願書等ハ監督加判シテ出願スヘシ」、「諸役員ノ勤怠ヲ視察シ万一不所業ノ事有テ会社ノ名望ニ関スル等ノ事有レハ直ニ県庁へ届出ノ權アルヘシ」。ここで、追加された「監督」なる役職が監査役にあたり、職位は給料から見て第二位の職位を占める副社長と同格である。その職務は会計監査及び業務監査であり、さらに諸役員の不所業により会社の名にかかわることがあればすぐに県庁に届け出る権利が付与されている。これは一八六七年フランス会社法が監査役に認めている臨時株主總會招集権とは異なる方法で、社長等他の役員に対する「監督」の職務の独立性を明確にしたものと考えられる。明治九年の時点で一般会社において、このような監査役の職務（会計監査・業務監査の明確化）並びに権限（役員の不正に対する処置権）について優れた規定が制定されていたことは注目に値する。

③ 三井銀行

三井組の後継会社が三井銀行である。三野村利左衛門は為換座新設の翌月の明治四年七月に為換座三井八郎右衛門を名代として、大蔵省に三井組バンク創立と兌換券発行の願書を提出していた。同行の創立願には「東京府下及各開港場ニ於テ銀行開業仕、追々歐羅巴及米利堅等成熟之良法ヲ斟酌イタシ真成確實之營業仕聊流通之便利ヲ資ケ候様仕度志願ニ御座候……」⁽²³⁾とあり、欧米の良法を模範にした「真成之銀行」⁽²⁴⁾としての三井銀行創立にむけた三野村の熱意は大きかった。このため、国立銀行条例制定（伊藤博文案の採用）により同行創立の内認可指令が取消になっても、三野村はひるまず同行の創立に立ち向かった。彼は明治八年一月には早くも総長・副長・監事の役員選挙を実施し、その結果、総長に三井八郎右衛門、総長代理兼副長に三野村、副長に三井三郎助、監事に西邑虎四郎・三野村利助・今井友五郎が当選した。さらに、三野村は明治九年二月にも社名伺書を大蔵省に提出して三井銀行への改称の許可を申請し、ついに大蔵省より条件付認可を得た。その条件とは社員の有限責任を無限責任に変えること、公債証書の形で準備金を預金高の二割から二割五分に増額することであった。三井組はただちに指令通りに規則を訂正した書類を政府に提出し、認可を受けた。明治九年七月に三井銀行は二〇〇万円⁽²⁶⁾という当時としては巨額の資本金で開業する運びとなった。さらに、三野村が上述の銀行創立願で述べているように、同行では当時最新の一八六七年フランス会社法が参照され、定款・申合規則等が作成された。三野村は、同行創立に際して人々から信頼される会社であるためには「無名会社」⁽²⁷⁾（フランス会社法の「ソシエテ・アノニム」の訳語で、株式会社⁽²⁸⁾の意味）を設立することが最良と考え、同行をあくまで株式会社として設立することを意図していた。このため、創立当初の同行は無限責任の株式会社という変則的な形で出発することになった。

同行の「申合規則」は、「総長・副長・監事」の三役を「大元締」（三井銀行申合規則第二条第一則）とし、同行

の重役とする（第二条第一則）とともに、この三役及び元締・支配役・取締を株主より選ぶ（第二条第二則）としている。すなわち、同行は株主（總會、国会に相当）並びに三井家当主（総長）に根拠を置きながら実際に業務執行を担当するのが総長代理兼副長（行政に相当）とし、これを監視するのが同じく株主から委任を受けた監事役（司法に相当）とし、立法（株主總會・総長）・行政（総長代理兼副長）・司法（監事役）の三権分立構造を持つ会社機関を採用している。このような会社機関の採用は一八六七年フランス会社法の影響を受けていることが明らかである。

この大元締の一人である「監事役」が監査役に相当する役職と考えられる。申合規則においては、監事役の職務上の権限について、①「株主一同ノ代理人タルノ心得ヲ以テ此銀行ノ有金ヲ計算シ勘定ノ差引ヲ改メ諸帳面ノ記載正實ナルヤ否ヲ検査シ」（第三条第二則）、②「此銀行ノ營業實況ノ得失」と「役員ノ勤惰トヲ検査スヘシ」（第三条第二則）として三点の検査を規定し、さらに「三井銀行成規」において、

①「本店及ヒ各分店出張店諸役員ノ勤惰邪正ヲ監察シ又此銀行ノ營業永続隆盛ヲ得ヘキヤ否ヲ考察シ總長或ハ社中ニ報告ス」（成規第一四条第一節）。②「事務ノ當否ヲ論辨シ勉メテ成規ニ悖サラシムルヲ要ス」（第一四条第二節）③「金銀出納ノ計算及ヒ各般ノ事務登録ノ簿冊計表等悉ク詳密検査シテ必遺漏アルヘカラス其差違ナキ者ハ一々検印スヘシ」（第一四条第三節）。④「凡監事ハ株主一同ヨリ此銀行一切ノ事務検査ノ委托ヲ受タル者トス故ニ毎ニ成規ヲ遵守シ之ニ違フコトアレハ總長ノ令ト雖トモ抗論スルコトヲ得又其己行ノ事ト雖モ改正ヲ求ムルノ権ヲ有ス唯自ラ事ヲ行フノ権ヲ有セス」（第一四条第四節）。と規定し、監事役の職務を明確に会計監査権、業務監査権、是正勧告権及び株主及び総長への報告権としている。このような厳格な規定を設けるに至った原因としては、①単独で中央銀行的役割を果たす銀行を創立しようとする三野村構想を実現すること、②三野村が同行を創立するにあつた

って「三井銀行創立之大意」の一文に見られるように、三井同族から組織的な独立の意図を持っていたこと、③同行創立前後は同行にとつていくつかの危機を乗り越えた時期でもあり、また、これから乗り越えようとしている時期でもあったこと等が考えられ、三野村は同行における監事役を所有と経営の分離をめざすために必要不可欠な役職と位置付けていたと推察される。また、同行の創立時に監事役に就任したのは利左衛門の養子、三野村利助と西邑虎四郎及び今井友五郎の三人であり、三野村利左衛門没後、利助が総長代理兼副長に就任した。そして、彼が日本銀行理事に就任した後は、西邑が同副長に就任しており、明治二四年八月まで同行では監事役が次期の実質的な指導者を意味する役職であった。

以上から、同行の規定は株主中心の考え方、会社機関及び是正勧告権（権限の制限）等に一八六七年フランス会社法の影響が見られる。だが、業務監査権（上記「三井銀行成規」①、②、④）は、むしろ同法よりも厳密に規定されている。また、上記④における監事役の権限が勧告権にとどまるという制限は、昭和二五年の商法改正に至るまで影響を与え続ける。さらに同法の規定は、同行はもちろんのこと、ロエスレルの商法草案、明治二三年商法における監査役規定及び三権分立の構造を持つ会社機関の採用にまで大きな影響を与えている。また、同行では徹底した内部牽制制度を導入していたことも注目に値する。³²⁾

なお、監事（役）という役職名はフランス会社法の強い影響を受けて設立された三井銀行において初めて設けられた役職名であり、これ以降、早矢仕有的が設立した丸家銀行（明治一二年一〇月創立）・合本安田銀行（明治一二年一二月創立）・日本銀行・日本興行銀行等においても監事（役）なる役職名が用いられるとともに、頭取・監事（役）がいずれも株主総会で各々別々に独立した形で選出される日本型が採用され、三井銀行の諸規則が他行に与えた影響は非常に大きかったと考えられる。

④ 盛産社

同社⁽³³⁾は山梨県に明治四年に開農社という名称で設立され、明治一年八月には愛国社と改称されたが、同年一月「今般營業ノ都合ニ寄り」⁽³⁴⁾盛産社と再び改称された。同社の主たる業務は「各府県下ノ産出品諸製造ヲ成シ及ヒ物産並公債証書等売買且貸付等ヲ取扱フ（第一条第一節）」⁽³⁵⁾こととされ、資本金は五〇万円とした。

監査役制度に関連があると考えられる同社の規定（盛産社規則）は、まず五人の取締役を選挙により選出（第二条第一節）するアメリカ型を採用するとともに、彼らの選挙・協議によって、正副頭取を選任し（第二一条第一節）、残りの取締役を「取締」とし、その職務を「監察役」としている（第二四条第三節）。「監察役」の権限としては、①「株主と役員との間に中立して会計監査」を行う権利（第二四条第六節）②業務監査を行う権利（同第七節）、③三役（正副社長・取締）の過誤の処置についての臨時小会招集権（同第七節）等が与えられ、明確に正副頭取に対する取締（監察役）の職務上の独立性が賦与されている。アメリカ型の会社機関に基づきながら、正副頭取に対する業務監査を行うために監察役への権限強化が認められる典型例である。⁽³⁶⁾

⑤ 明治生命保険会社

生命保険会社の嚆矢とされる明治生命保険会社の設立には、福沢諭吉が尽力した。福沢は開校当初の慶応義塾で保険についてしばしば講義したと言われ、当時の門下生たちが後に保険会社の創業に活躍する。

明治一〇年頃、外国の生命保険会社が新聞広告で生命保険の契約の募集を行った。これに触発されて福沢の門下生たちは生命保険会社の設立を計画し、明治一四年六月に小幡篤次郎・朝吹英二・阿部泰三等一人の連名で東京府に設立願が出され、同月中に「書面之趣ハ追テ一般会社条例発行迄人民相对ニ仕候条此旨可相心得候事」⁽³⁷⁾として明治生命の設立が認可された。同社は同年七月、資本金一〇万円の株式会社として開業した。

明治生命保険会社定款⁽³⁸⁾は、まず、株主の投票で六〜九人の「取締」が一〇株以上の所有者の中から選挙で選出され（第一五条）、その職務は「当社一切ノ業務ヲ監督セシム」（第一五条）こととし、彼らの協議をもつてその中の一人が頭取に選出される（第一六条）としている。さらに、取締選出と同時に二人の「取締検査掛」（以下、「検査掛」と略す）が一〇株以上の株主の中から選挙で選出する（第一九条）とし、その職務は「帳簿ヲ点検シ計算ノ正否ヲ審査スル」（第一九条）こととし、「検査掛」の職務を会計監査と規定している。また、頭取を除いて「取締」・「検査掛」は無報酬（第二二条）とされている。以上、株主から取締役及び検査掛を別々に選出し、検査掛の職務が会計監査であることから、同社はイギリス型を導入していたことが明らかである。

三、む す び

第一期（明治元年〜明治一四年）の各社定款等における監査役制度及び会社機関について検討してきた。調査をした会社は約一〇〇社（条例も一部含む）にのぼった。監査役あるいはこれと同様な職務を果たすと考えられる役職名を持つ会社と持たない会社を表示すれば表の通りである。

表 明治元年〜明治一四年における監査役に類似する役職がある会社とない会社

監査役 年号		監査役 年号	
明治 元年〜二年	二社	九年〜一〇年	九社
三年〜六年	一社	一一年〜一二年	一一社
五年〜六年	五社	一三年〜一四年	一五社
七年〜八年	二社		二二社
	監査役を置く会社		監査役を置かない会社
	不明		不明
	不明		不明
	不明		不明
	不明		不明

*表における「監査役を置く会社」は監査役あるいは同様の職務を遂行する役職が、会社内において・株主総会において正副社長とは別に投票により選出され、かつ社長を含む重役等の不正に対して臨時株主総会招集権あるいは総会に報告する計算書類の正確さを保証する職務を与えられている場合と、アメリカ式の役員選出方法を採用する会社において株主総会から選出された取締役（あるいはこれに類する役職名）のうち監査役の職務を果たすために正副社長等の不正を監察し、会計を検査するとともに、取締役会あるいは社長への意見の陳述をする権限を与えられており、社長の指揮命令を受けない場合を意味している。また、表中の「監査役を置かない会社」は上記「監査役を置く会社」に該当せず、監察・検査する権限は持っていないが社長の指揮命令下にある等の場合を表示している。

*「採用会社名及び資料」明治元年～二年 通商会社、為替会社（『明治大正日本金融史資料』第一卷、昭和三〇年）、同三～四年 久居義社（『明治大正日本金融史資料』第一卷、昭和三〇年）、

同五～六年 陸運元会社（『内国通運株式会社発達史』大正七年）、開農社（『東京市史稿』市街編第五四卷、昭和三七年）、

第一国立銀行（『第一銀行史』昭和三二年）、関西鉄道会社（三井文庫）、丸屋商社（『丸善百年史』昭和五五年）、東京銀行・財本会社（『明治大正日本金融史資料』第一卷、昭和三〇年）、島村勸業会社、国領会社、中島会社、研業社（『群馬県史』資料編一七、昭和六〇年）、豊後国産社（『公文録』明治六年）、横浜水道条例（『神奈川県史料』第二卷）、共立

義社（『茨城県史料』近代産業編Ⅱ）、抄紙会社（『王子製紙社史』第一卷、昭和三二年）

同七～八年 丹波亀岡授産会社（三井文庫、明治七年）、米穀相場会社創立準則（『東京市史稿』市街編第五七卷、昭和三七年）、船積運漕会社（『和歌山県史』近現代史料四）、

同九～一〇年 三井銀行（三井文庫、明治九年）、米商会所条例、東京第一株式取引所（三井文庫、明治九年）、富士川運輸会社（『山梨県史』第四卷）、第一五国立銀行（『三井銀行八十年史』昭和三二年）、荷質貸付会社（『山梨県史』第四卷）、

共陸社（『茨城県史料』近代産業編Ⅱ）、大阪製糖会社（大阪市大図書館）、常陸開産会社（『茨城県史料』近代産業編Ⅱ）、方榮社（『山梨県史』第四卷）、魚会社（『山梨県史』第四卷）、多満会社（『茨城県史料』近代産業編Ⅱ）、均業会社（『長野県史』近代史料編第五卷⁽³⁾、昭和五五年）、弁達会社、殖産会社、開農社（『山梨県史』第四卷）、宏明社（『東京海上

八〇年史』）

- 同二一〇二二 盛産社、十円社、農産社、興商社、開通社、共興社（『山梨県史』第五卷）、安田銀行（『安田銀行六〇年誌』一九四〇年）、日報社（『東京市史稿』市街編第六一卷、昭和三七年）、正商会社（『長野県史』近代史料編第六卷（3）、平成二年）、丸家銀行（『丸善百年史』昭和五五年）、桐生会社（『群馬県史』資料編二三近代現代七、昭和六〇年）・東京海上保険会社（『東京海上八〇年史』）、貸付商会、教農社、宝来社、製紙社（『山梨県史』第五卷）、北運社（『東京市史稿』市街編第六九卷、昭和三七年）、就産社（『茨城県史料』近代産業編Ⅱ）、糸井蚕業会社（『群馬県史』資料編二三近代現代七、昭和六〇年）
- 同二一〇二四 日本鉄道株式会社（『明治期鉄道史資料』第二集・日本経済評論社、一九八〇年）、責任有限丸善商社（『丸善百年史』昭和五五年）、明治生命保険会社（『明治生命八〇年史』、昭和五七年）、新富演劇会社（『東京市史稿』市街編第六六卷、昭和三七年）、常陸興産銀行、常陸興産会社、西北両浦魚鳥産業会社、東海貯蓄銀行、（『茨城県史料』近代産業編Ⅱ）、松代牧畜会社（『公文類聚』第六編明治一五年第六六卷）、長野銀行（『長野県史』近代史料編第六卷（3）、平成二年）、東京製茶会社（『公文類聚』第六編明治一五年第六三卷）、成愛社（『群馬県史』資料編二三近代現代七、昭和六〇年）、協同社、松本交通社（『長野県史』近代史料編第六卷（3）、平成二年）、セメント製造会社（『小野田セメント製造会社創業五〇年史』ゆまに書房）・内国砂糖大会社（『大市大図書館』信濃貯金銀行、貯蓄銀行（『長野県史』近代史料編第六卷（3）、平成二年）、硫酸瓶製造会社、硫酸製造会社（『大市大図書館』弘農社（『茨城県史料』近代産業編Ⅱ）、千川水道会社（『東京市史稿』市街編第六三卷、昭和三七年）、洋傘製造会社、東京藍会社（『東京市史稿』市街編第六四卷、昭和三七年）、弘輪社（『公文類聚』第六編明治一五年第六三卷）、福山旧藩士族授産所（『公文類聚』第六編、明治一五年第六四卷）、弘沢社（『茨城県史料』近代産業編Ⅱ）、新橋車夫会社（『東京市史稿』市街編第六三卷、昭和三七年）、波東農社、共立商会（『茨城県史料』近代産業編Ⅱ）、殖牛社、美作牧牛会社（『公文類聚』第六編明治一五年第六四卷）、日東保生会社（『東京市史稿』市街編第六三卷、昭和三七年）、鼎書舎（『長野県史近代史料編第六卷（3）、平成二年）、東京生糸商会（『大隈文書』早大社会科学研究所、一九五九年）、長野貯蔵銀行、松代貯積銀行（『長野県史』近代史料編第六卷（3）、平成二年）

この時期における定款及び申合規則等に見られる監査役制度の特徴は、それがアメリカ・イギリス・フランスの制度に大きな影響を受けていると考えられる点である。当時、設立された会社は条例に基づく会社、官許の会社及び一般会社と大別できるが、前の二者はアメリカ型のそれを導入している。だが、このアメリカ型についても、東京第一株式取引所・盛産社等多くの場合、監査役あるいはこれに類似する役職を設けて、正副頭取（あるいは社長）等重役に対する業務監査権及び総会招集権等を付与して権限を強化することにより、独立性の保持に努めており、フランス会社法等に認められている権限を導入している。従って、この時期にアメリカ型の会社機関を採用し、株主総会において選出された取締役の中から互選により選出された監査役に上記のような権限を与える日本独特の監査役制度が創成されたと考えられる。また、社中から正副頭取等と検査役（監査役）とを各個別々に選出し、検査役に身分上・職務上の独立性を与えた「日本型」と名付けうる例も数多く確認される。だが、一方ではその日本型を採用する会社——たとえば、関西鉄道会社（明治六年）・十円社（明治十一年）・農産社（明治十一年）・常陸興産会社（明治一三年）等——の中にもアメリカの取締役会制度の強い影響を受けて、監査役が実施する業務監査の結果を取締役会あるいは社長に報告するにとどめている例も見られる。このような中で三井銀行は一八六七年フランス会社法を模範とした監査役制度を導入する端緒を作り、監事役（監査役）に会計並びに業務監査権、株主から選挙により選出されることによる身分的な独立性、総会への報告権及び是正勧告権が与えられる監査役制度を苦境の中で設けたことは注目に値する。さらに、同フランス会社法は他に例を見ない株主総会を基礎とした三権分立の会社機関及び監査役の権限等について、ロエスレル商法草案及び明治二三年商法³⁹⁾に大きな影響を与えたことが確認できる。

また、明治初期における多数の小規模会社のそれは、簡単な金銭出納に関する不正防止のための内部牽制的なも

のにとどまり、監査役制度の会社規模による大きな差異が認められる。だが、三井銀行以外の一般会社においても、明治九年頃には富士川運輸会社のように会計監査権・業務監査権及び職務上の独立性を持つ監査役制度を設ける会社が出現してきたこと、小規模でありながら開通社・常陸興産会社・盛産社等のように、監査役に独立性（株主に
よる直接選出・株主臨時会招集権「常陸興産社、盛産社」・社長以下の役員処分権「開通社」）を明確に与えることにより、監査役職務を厳格に遂行させようとする意思が感じられる会社が出現したことは注目すべきことである。

(1) 占部都美著『経営学総論』一四九～五〇頁（白桃書房、昭和五三年）においては、トップマネジメントについて（受託経営層（取締役会）、(二)全般経営層（取締役会が決定した基本方針の範囲内で業務執行を行う社長ないし常務会の層を意味）、(三)監査役制度の三つの機関から構成されるとしている。この分類に従うと、(一)(二)についての研究は蓄積されている。

(2) 石井良助「序章 日本法制史の時代区分と明治法制の発展」九頁（石井良助編纂『明治文化史 二 法制』原書房）と伊藤正己編『外国法と日本法』一六四頁（野田良之執筆部分）（岩波書店）の時期区分は、「第一期」一八六八年（明治元年）より一八八一年（明治一四年）まで（英仏法優勢時代）、「第二期」一八八二年（明治一五年）より一八九八年（明治三二年）まで（ドイツ法優勢時代）、「第三期」一八九九年（明治三三年）より一九二二年（明治四五年）まで（法典整備・ドイツ法学による解釈・適用時代）であるが、本論文の対象とする期間が明治二三年頃までであるため、時期区分を第二期の前半期までとした。

(3) 石井良助「序章 日本法制史の時代区分と明治法制の発展」一〇頁（石井良助編纂『明治文化史 二 法制』原書房）

(4) 福嶋正夫「資本主義の発達と私法(2)」『法律時報』二五卷一五五六頁。

(5) 詳細については、鵜飼信成・福島正夫他編『講座日本近代法発達史』一八一頁（勁草書房、一九八六年）、高村直助

『会社の誕生』四七～五八頁（吉川弘文館、一九九六年）等を参照。

(6) 厳密には米英折衷である。例えば、洪沢栄一述『雨夜譚余聞』一六八頁（小学館、一九九八年）を参照。

(7) 片野一郎著『日本財務諸表制度の展開』四二頁（同文館、昭和四三年）。

(8) 片野一郎著『日本銀行会計制度史』一四三頁（同文館、昭和五二年）。

(9) 『第一銀行史』上巻「第一国立銀行暹度氏報告」二二三頁、昭和三二年。

(10) 例えば、『第一銀行史』一三〇～一三五頁「シャンド氏報告追補」。

(11) 山村忠平著『監査役制度の生成と発展』五三頁（国際書院、一九九七年）。

(12) 小橋一郎「わが国における会社法の形成」二〇頁（国連大学、人間と社会の開発プログラム研究報告）。

(13) 同行は周知のごとく華族のみで設立されたということから、重い役職を受け持つものは、あらかじめ役職として「本人御用差支之節出頭」として名代を立てたり、取締役に就任している人を助ける名目で「世話役」なるものが「第十五国立銀行申合規則」並びに「第十五国立銀行職制」に規定されていた。「第十五銀行職員月給並役員名簿」（明治一〇年、『日本金融史資料明治大正編』第四卷七四一～七四五頁）には具体的にその役職を担当する人名を載せている。

(14) 三井文庫所蔵。

(15) 職務は「常に取り所営業ノ景況及ヒ金銀出納ノ事務ヲ点検ス可シ（第三章・第八条）」として会計監査とされているが、第四章・第七条には「肝煎ハ其同僚中又ハ頭取ニ於テ職任不適当ノ行為アルトキハ株主臨時總會ヲ催シ無名投票ヲ以テ三分ノ二以上ノ説ニ從ヒ之ヲ退職セシム可シ」とあり、「東京第一株式取所」定款（第三条・第七則）と同様に業務監査権並びに株主臨時總會招集権をも明確に与えている点は注目される。「東京第一株式取所」定款（第三条・第一一則）においては、さらに検査役の職務が明確にされている。なお、業務監査については、適法性監査と妥当性監査があるとされている。本稿では、業務監査を「業務執行者を含めた諸役員の勤怠・勤惰・所業・勤惰邪正及び成規に違ふことについて監視・監察する」職務として、この言葉を使用している。

(16) 『日本鉄道史』（鉄道省、一九二二年）一一七～一二八頁。

(17) 『明治期鉄道史資料』第二集(1)「日本鉄道株式会社沿革史（第一篇）」九一頁。

(18) 『明治期鉄道史資料』第二集(1)「日本鉄道株式会社沿革史（第一篇）」五七～一〇〇頁。吉田準三著『日本の会社制

度発達史の研究』三六頁。

(19) 同上、八八頁。

(20) 『社史日本通運株式会社』一三〇〜一三四頁。『内国通運株式会社発達史』（大正七年）一八〜二七頁。

(21) 『山梨県史』第四卷、七一―頁。この定款（申合定款増補）が山梨県に具申されたのは明治九年一月であり、同社の設立はこれより以前であることが明らかであるが、何時設立されたのかは不明である。だが、同社が三井銀行創立よりも早く定款増補を提出しているところに重要性がある。

(22) 例えば、浦野雄幸著『株式会社監査制度論』（商事法務研究会、昭和四五年）四頁には野本悌之助著『監査通論』一頁の文章を引用して「日本語の「監査」という語は、明治一四年に公布された会計検査院章程においてはじめて使用され、……広く一般化したものである」とされているが、これは明らかに誤りである。三枝一雄「明治期における監査役」（『月刊監査役』第二二二号）には明治三年制定の「大蔵省所属監督司職制章程」中に監査なる語が初めて出てくるとされている。

(23) 三野村清一郎著『三野村利左衛門伝』（三野村合名会社、昭和四四年）七九頁。

(24) 宮本又郎著『日本の近代―一企業家たちの挑戦』九〇頁（中央公論社、一九九九年）、同上、三野村清一郎、七六頁にも同様のことが書かれている。

(25) 三井文庫所蔵の三野村利左衛門所有の規定集によれば三野村自身が「三井銀行創立大意」については明治八年七月七日、「三井銀行創立證書」については当初、明治八年四月とされていたものを明治九年四月と朱で書きなおしており、設立手続が大幅に遅れたことが明らかである。

(26) 前掲資料三野村所有の規定集は最初は「三百万円」とし、これを「二百万円」と朱で書きなおしており、三野村利左衛門の当時の苦悩の様子が読みとれる。

(27) 三野村利左衛門はこの「無名会社」を「三井銀行創立之大意」の中で使用しており、これを東京府に提出したのと同時に、「株式組合条例草稿」（明治八年一月、『大隈文書』一三八〜一六四頁、早稲田大学社会科学研究所、一九五九年）も作成し、政府に提出している。三野村はこの中においても「無名会社」（一六二頁、第一四条の条文中）なる用語を使用している。このことは、三野村自身が一八六七年制定のフランス会社法に規定されている「無名会社」（株

株式会社)を正しく評価・認識し、これをこの当時最良のものと考え、この規定を三井銀行設立に際して援用したという証左となるものと考えられる。

(28) 日本銀行調査局編『日本金融史資料明治大正編』第三卷(銀行全書)四九三〜五二六頁、三井文庫所蔵『私立三井銀行創立証書』(三野村利左衛門所有)

(29) 宮本又郎著 前掲書、一〇一頁。

(30) この他、宮本又郎他編『日本の経営の生成と発展』(有斐閣、一九九八年)三五〜三七頁(宮本又郎執筆部分)参照。

(31) この危機については、「第二章銀行創設前後の三井組」(石井寛治著『近代日本金融史序説』一二五〜一七三頁)および同著「銀行創設前後の三井組―危機とその克服」(『三井文庫論叢』第一七号、一九八三年)を参照していただければ、当時の三井組の困難な状況が明白となる。

(32) 三井銀行成規第二五条・二九条・三三条・三四条・三五条・三六条・三八条・四二条・五〇条・五三条・五四条・五八条の各条文は、各課の課長(元締あるいは課によっては支配役)が課に属する各掛を監督すると規定するとともに、金銭出納にかかわる事項や日計表等については元締の監督の下で監事役に検印をもらうと規定している。従って、社内においては、当然各課の責任者として管理監督を行うのが課長の元締あるいは支配人の職務であり、この元締及び平役(一般職員)に対して不正を牽制する職務を果たすことを意図して設けられた役職が監事役であると理解される。さらに、三井銀行においては内用課と用度課との金銭出納に関する牽制制度というような各課相互間の牽制制度の他に監事役と各課並びに大元締との牽制制度も設定されており、不正防止のための徹底した内部牽制制度がひかれていたことがわかる。

(33) 『山梨県史』第五卷 一五二〜一六九頁。

(34) 同上、一五二頁。

(35) 同上、一五三頁。

(36) 山梨県下の「開通社規則」(明治二十一年二月設立許可、前掲書三三三頁)における「取締役」も同じような権限を保持している(同社規則第六条)。

(37) 『明治生命八〇年史』一六〜一七頁。

(38) 『明治生命百年史資料』一〇〇―一三頁、昭和五七年。

(39) もっとも、ロエスレル商法草案及び明治二三年商法は監査役の職務及び権限について、ドイツ一八六一年旧商法、一八七〇年株式法の影響が大きいと考えられる。